還香視質

言已

念

言論

集

京都帝國大學經濟學

濟

論

叢

第三十八卷第一號

昭和九年一月一日發行

.

*

奉

呈

山本美越乃先

生

執筆者一同

目

尚書の虞夏書に見はれたる經濟思想

酒の専賣に就きて

マールクスの認識論原理

植民の世界史的意義

農業生産に於水平的分化と垂直的分化

我國工業に於小企業の殘存に關一 研究

經 經 濟學 濟 學 士 士 大 塚

士 柴 松 岡 田 孝 兒 敬 강 콫

米國の對玖馬投資とその影響 植民地時代米國の土地保有制度

經

酒

學士

長

田

Ξ

郎

經

濟

學

士

堀

江

保

藏

产

躯

濟

學

士

中

谷

實

大

秤

濟學

貨幣需要と貨幣の流通速度

中央銀行兌換準備檢討

資本蓄積率の差異と固定資本

次

法 學 博 丰;

田

島

錦

治

博 士 肿 戶 Æ 雄

法

學

文

學

博

±

米

田

郎

四

긆

上 太

士 八 本芳 之 助

經

濟

學

汉

離

博

-1-

髙

 \mathbb{H}

保

馬

朗 <u>[</u>

発税點以下の小額所得者

經營學の基礎概念たる資本、企業及經營

世界科學に就て

漁村更生策に於ける問題

人口粗密の原因觀

徳川時代における植民的思想 へーゲル市民社會論と經濟學

恐慌と蓄積と植民

北海道鰊漁業に現存の漁場賃貸借關係

經

濟

Ŋ.

1:

閬

我國に於ける植民政策學の發達

山本美越乃博士年譜及著書論文目錄 レルッキアに就いて

痤 農 經 濟 濟 FAT. 剪 **1**%1 上 1: 上 高 雼 仓 木 持 水 眞

經濟學博士 汐 見

=

闾

层层

經濟學博士 經濟學博士 小 作 島昌 11 莊 太 炓 芸 芸

博 EN. 士 蛖]1] 烷 ΞΞ 完

經

濟

經濟學博士 1: 本 財 庄榮治 部 鹬 鄎 冶 븣

泔:

<u> 1</u>77,

*F*1 Щ 興 三四九

經濟學博士

經濟學博士

谷

本 디 ন 놤 进 彦 九四四 灵光

肔

ξij

四十

助

型七

酒 0 專 藚 15 就 Z

之を近頃 財源として役立つたものであり、 !も大收! 既に ので 税 Ó |國刻下の非常時に於ける財源としては、 あ 0 何 國家 通りは詮索して見たのであるが、 స్త n 入を擧げることを得ても、 たる酒 0) 0 ものに比しても引け目を取らぬほどの大物であつて、それは又、 ĪŊ 新 緖 かも之を專賣に改めるならば、 財源として問題とせられて居る所の 税の改造の一案でもある。 출 財政收入上、 經濟取引を妨ぐることの甚し それでも尚ほ殘つて居るものに酒專賣がある。 之を多方面に求めなければならぬ。 酒税は既に今日までにても、 其から 隨 ふて國務の遂行上には、 一般賣上税と比較して見て、 して一層の大收入を擧げることを得、 蒯 いといふ支障を伴ひ、 **F** 最多大なる働を致 我國家にとりての ----IE 面から 其等につ 此後者 雄 國 دا 此は實 民 かち (· ዾ 最大 こ私 如 特 \mathcal{O} 間 何 (:

旣存

は

他

は

隶

は、

經

湾

上の支障は

6.

ふに足るものでなく、且つ少くとも或意味に於ては酒稅時代

財政と經濟と公平と、三のものが大體全きを得る所の

に於ける負擔

の分配に於て公平なるものを得ないとい

ふ缺點のあ

るのに反し、

此酒

專 賣に

至りて

よりも

層公

12

Ł

平なるものとなり得るといふ事が出來る。

酒專賣、 は、 洵に今に於て研究を値する一の大問題でなければならない。 其處で、 私は敢て、此に

之を取り上げて一應の研究を試みやうと思ふ。

第 段 酒 專 责 の 案

j, 收め、 賣よりは、完全專賣の方が選むべきことは勿論として、卽ち之が生産販賣ともに之を國家の手に て、 (A)(-)策とするから、 日本酒との間に或度まで代用關係があり得るので、此等のものを凡べて一緒に專賣とするの は、日本酒(酒造税法に於ける課税物件となれる)のみに限ることも出來るが、 且つ純良なる酒の普及によりて保健政策上の目的をも達成しやうといふに在る。①其物體として よりて從來の税に於けるよりも一層の大收入を擧げしめ、そして之に附帶して、酒の品等に依 經營の主體 仍ち大體、 潜みたる税の課率に大なる差等を設ける事とし、以て課税の公平と社會政策とに適應せし 唯だ販賣中、小賣だけを一定の割引代金の條件下に民營に置くこととするのが適當であら は勿論、 むしろ凡べての酒類に及ぶやうにすべきである。D經營方法としては、不完全專 煙草專賣の例に倣ふのが穩當である。 國家なりとして、(B)其目的は主としては之を財政收入の增大に置き、之に 其他の酒類とても を得

Ø

ŋ

二其實施方法

酒の事實に就きて

とい は決 るが、 ź b 其に倣ふとす を要するでは 商 あ るであらう。 行大 らう 億二千萬圓、 今日 ふて 圓 して精密なる數字ではないから、 から、 此が 四 體 十錢とすれば、 て政 の酒税の約二億圓に比しては、 \mathcal{O} 收支を見 政府の手に歸したる後には、 尙ほ、 あらう。 <u>7</u> ½ 其點 n 府營とな įΪ 四十錢とすれば一億六千萬圓となる。 ķΞ は、 格 よりして、 る。 茲には費用としては從來の生產方法が行はるるとしての、 莂 其 に大 其 る爲めに其業を失 之が 總收五億六千萬圓となる。 の は 最 した負擔とは 煙草專賣のと 主要なる物體たる清酒につ もつと費用を節するを得 箇年に於 之を現實に立案する場合には、 ならぬ 遙かに大なる收入を生することを疑は 必ずや科學的 ける製造高を先づ Ž . ક Ō Ł 例 0) 1 1 ものと見られる(註一)。 よると、 對 之が生産費は之を一升につき三十 す 結局、 る賠償 るであらうし、 なる生産 ζ, 四百 ての 彼等 純收は四億圓乃至 0) み說く。 爲 方法 萬石として其平 0 所得 Ø 0 0 もつと精密なる計 併し 擴充とい 公債 の三年半分であつたから それも 0) 他 方に、 元 79 均 7: 利 生産原費を見て Ø, ふことが 億四 小賣 ς. 拂 從來 其 費 [7] 7 論 鏠 \mathcal{O} 値 ٤ 算を 概算 生する とす 蓝 6. Ó 生產 此 圓 升 ዹ 數 'n 12 Ł \mathcal{C} 3 ば j 居 丰 あ 者 0

註 ざる 者 に對 臨時財政經濟調 煙草專賣制創設當時 Ø し其營業權の補償として、 K 其營業權補償として、 査會の税制整理案に依れば、 の製造者に對する交付金は其所得の三年半分にして其金額は 各人最近三簡年の賣上金額の平均一年分の一 各製造場最近三箇年の賣上金額の平 酒類專賣案をも参考として擧げて居るが、 均 牟 分の 割を変付するとなつて居つた。 割 (2)九百十萬圓であつた。 卸賣にして元賣捌人に 其に於ける賠償額 は、 指定さ (1)

ď,

製

造

專賣局、煙草專賣史、230。 臨時財政經濟調查會、稅制整理案、123。 1) 2)

ځ 右 案 کم は必ず の で は な Š 47 1 私 の n <u>.</u> ع 創 ē, 案で は 其 n な i 6. 0 重 天な 類 似 O) る長所の 考案は屢 存 々各 するを認め 方 面 から出て居る。 るものである。そこで先づ之が 私 は之を絶 對 12 П

其 所

長

所

4

指

摘

し

7

然

る後

其短所を

5

縷

說

しやう。

(A)財政收 入 Ŀ

賣案 此 ij 鬒 繁に 從 來 1 於 Ø Z 通常 (J) 消 費 梃 1 130 2 よりも 收. 入 を 1 るり 41 大 -g-2 \mathcal{O}]i] 能 胜 が か **b** 30 • 4

來に ð て最大 亦實に 於 σ 6 最大 3 此 0 酒 の 珋 稅 か 利 Ġ 收 由 益 入を撃 叉 \emptyset は 囡 隨 庫 必要から کم 1 收 7 Ź 其 主 むるであらう 0 生 約 1-じ る 1: 億 目 圓 0 的 C Ł は (i) į, á) 財 旣 政 À, **h** 5) 收 15 ŧ 0 萷 酒 入 孕 10 上 ί. ば 0 Ś 0) 少くとも倍とならしめることが ኒጉ 其 6. ኡ n ても之を專賣制 やうに C あ 此 從來 案を行ふことにより に依るとし 42 於 17 る多 たら、 < 出 \mathcal{O} 7. 來 國 之よ \emptyset 此 從 再

手 あ T 如 ź. に收 あ る。 0 そ 增 め b 收 Ę て其大收入 は n n で 0 此 恐 5 あ 0 0 刻 ζ た利 0) は Γ. 由 他 0 收 益 T O) から 生 入 如 \$. 增 佪 な 此專賣時 る 加 所 0 る 낈 秜 必 要 15 \emptyset 0 代には或度まで、 Ė 7 Ż, 切 0) 達 な to 考 る し \$ ع 兼 ると、 きに 扫 る 所 は 卽ち 此 先 Ē づ か あ 彼等 稅 牸 **~**) 15 τ σ 時 大 75 \emptyset 酒 代 政 12 る 0 府 は 値 2 營業 をも 賠 0 能 傎 P 者 〈 超過 لح 7: 供 す る す 私 得 べ 충 Л 3

所

 \mathcal{O}

酒

の事實に就きて

O)

Moll, Lehrbuch. s. 625. Allix, Traité élémentaire. 6 éd. p. 485. 4) Siegert, Getränkesteuern. (Hdb. d. Fw. II) S. 227. Eras, Das Branntweinmo-5) nopol. S. 15. Getz Das Branntweinmonopol als Besteuerungsform. S. 5. Lewin, Das Branntweinmonopol in Russland, S. 167.

Lippert, Das Alkokolmonopol. S. 68. Terhalle, Fw. S. 412. Marco, Fw. S. 3) 246.

待 業下 ξ, 通で 科學 來, ع [] だけ á) 政 2 (-能 を節 る自 し 尙 る!:) 需 ģί £, 0 0 要 あ て 的 假 今日 より 人 10 然 (= は Z 0 其 b ع を は 裝 0) 冷 得 增 T 事業 ప్ 增 擔稅 Š など ブ て費 Ŀ 收 \mathcal{O} 闏 Ī あ 層安 優等 大 63 卽 法 進 庫 0 ち 者 42 10 用 る 15 牸 國 ŧ 步 Ϊij 13 專賣下 要す 庫 7: 0 より 此專賣制 可 たる 酒 を節 能 歸 し (= ځ そし 使 な 此 \mathcal{O} (3, 7: 性 屬 必要 ż 消 3 7 ひ b 任: 終 ġ 3 3 Ġ 費用: 費者 得13 12 12 資 \mathcal{O} 荻 新 あ Ĩ, Oること る る⁸⁾ 0 此 冗費 は は r 3 金 法 式 點 σ 減退 價 12 專 ع r (: €J. は 0 口 \mathcal{O} \mathcal{O} ا ط ط 其 於 賣制 を伴 節す ŧ 利 ょ 能 特に 格 1 方 子 Z け b 法 我 σ ゑ 出 4 たとき 3 來9 Ĺ るを得る。 过 * 專 ţ, 利 統 ことも から ዹ 國 0 稅 下 民業 7= 廋 賣に あっ 用 0) 制 採 0) きて (= 0 負 0 其 用 酒 し 13 負 擔 仑 あ 下 T 供 す 45 他. J たた。 は o 給 Ŋ か 稅 h ţ \mathcal{O} 3 9 層 割 h 切 販 1 لح 生產 7 0 12 人 6.7 無 費 口 其 兎 は 統 賣 台 更 ŧ 7 0 相 も角、 を忍 時 增 用1 制 15 當 方 (= 及販 從 0) 12 は 法に 收 樂 -} 消 層 1 來 增 0 から 事 であ 安き 3 を 尺 る 費 歸 從 大 賣 加 0) 業 3 榯 計 容 稅 Ĺ 分散 も 來 t (5 方 ¥. 下 易 r 彭 ること L 法 經 () る O σ し (J) <u>ح</u> より で 得12)め (しょ) よりて 13 場 ታ 齊 蕺 0 し あ 從來 合 3 7-る h 力 (J) が ると ځ Ò は 物 0 Ų Ł あ 層 3 σ は 取 下, 遙 4: 間 ٠.٠ O發達に伴 0 Oること 民營下 稅 祡 產 層完全で 接 代 締 其 £ 合 ŗ か、 之が 給 ことも s 價 理 0 消 及 깱 販 ことが 費 料 費 場合より 徴 ~(* 化10. 賣 0 (4 剩 12 稅 中 稅 大 用 あ 12 垫 を ふ b あ あ は宣 計 購買 で ~) 體 仑 h σ ź. 7á 節 出 あ 込 費 手 . 3 來、 る收入にて Ś 生產 0 0 رجح 用 7 傳 Ś 寸 Ŀ 力 15 で b Z 集 ઇ, か 0 \mathscr{C} 層 其 場 節 #2 廣 争 6 Ìι 增 方 容 ことが 將 ŧ 渐 叉 沈 進 す *ከ*ን 雪 ŧ 易 5 ع 厨 來 2 あ は 3 (= 13 官 る 共 隱 ع 招 で 財 2 出 ī 用 \mathbb{H} 有

7) 8) 租税研究八卷、226.

Terhalle, a. a. O. S. 413. 485. 10)

⁶⁾ 拙著、非常時の財源問題、160. 租税研究八卷、227. Mil, a. a. O. S. 625. Allix, l. c. p. 487.

⁹⁾ Siegert, a a. O. S. 228. Moll, a. a. O. S. 625.

II) 租税研究八卷223-224. Terhalle, a. a. O. S. 483.

స్తేం とにして、 他 み得す、 0 其等の 雜 場處、 3 たゞ な 教育、 必要な る 將 盱 税を 間 來 衛生、 15 などを制限 整理 \mathcal{O} 3 することも出來る 經 か ዹ 쬵 有 かゝ することによりて、 ると 利 の 祉 事情に して、 曾 页 誻 政 目 ある場合には、 (策目的 75 0 或 處 は 收入主 を達成することも出來る は 地 取 力 b 財 敢 莪 飮 政 偏 酒 $\hat{\phi}$ す、 重 \mathcal{O} 窮 弊害を減 より 芝 此 救 酒 渀 公盆 耳 の 小 賣 する爲め 主 0) 助 實施 此等は今日 義 とすることも 轉 カ> Ġ 向 1 Ť 其 Щ T め 販 は望 るこ 出 な 賣 來

(B) 公平課稅及 祉 會 政 策 <u>-</u>

大收入

を繋げ

7.

國

庫

O)

需

팴

應

すい

るに

足るの

C

đ)

á

 $(m{arphi})$ 生産 育 相 Ħ. J) 駧 係 1/5 $\langle \cdot \rangle$ Ź 濪 會政 35 Ŀ

所詮、 に最 本を有 る る Z 低 此 此 σ 層、 から つ 制 酒 者 專賣 限 ځ 此 E 仑 ٠ ن 有利 にな 稅制 附 ዹ 物 せらるることによりても、 れば凡 ίΞ 12 するの は ቷ 何等 ŋ \sim Ť で 助 7 か \mathcal{O} 長 O) 私營業 只 することに 税を発れずとして、 Z 自然の大勢としても、 は抑 な 小資本を有つ営業者が 5 5 n 業 7 之か 者 かゝ 0 消費稅時 開 かっ る (= 大 大 大資 資本家橫 資 不を有 本家 其存 代には自 弘 Ó 横縁を を人工 Ö 暴の 當業 關 當業者 逞う 係 湝 的 は 15 が な 垆 就 奪 < 4 の は 製造 な19 め Ŀ n h 3 有 大 利

(ろ) 消 費者 問 0 關 係 に於 け る 沚 會 政策及 公平課稅 Ł

にも或度まで貢献することとなるであらう。

然

祉

會平

和

な

資

所 詮 立 一法者と、 7 11 此 酒 1 對 する公然たる又は隱然 1: る 稅 から 消 費者 \mathcal{O} 負 擔 E 歸することを期

酒

n

事實に就きて

Getz, a. a. O. S. 25. 粗税研究八卷223-12) Getz, a. a. O. S. 26. 租税研究八卷223. 13)

Moll, a. a. O. S. 625. Jéze, Cours élémentaire (1931). p. 421. 14)

Allix, l. c. p. 486. 16) Jèze, l. p. 421. Lewin, a. a. O. S 175. Bräuer, Monopol als Form der Besteuerung (Hwb. d. 15) 17) Stw. 4 Aud. VI.) S. 626. 租税研究八卷229.

策 劣等低 より 現在 を收 稅 待 包 ځ 6.7 T 上 舉 な 的 め ፠ す Ġ 0) 簁 以 Ø る O11 酒 n る 要 E 方 **み**で る は 價 Ź 外 の 層 求 Z 劣等 法 0) 띪 な \mathcal{O} 優等 遙 碠 稅 から 15 酒 等: ż る。 眞 b 制 かっ C t 酒 E Ġ ί. 適 12 得 0 43 下より b 12 飲 カ> 0) 2 其 3 高 Ġ あ ځ 73 砂 カゝ 趣旨 Ź ž 0 貧 は b Ó 價をも定め T を 者 從 τ 5 τ 優等高 優等 消 (= 來 は、 <u>~</u> ΕŜ ょ 台 層 費 b 其 ٹے る 11 課稅 す 酒 す 0) 場 愁 b h 0) る 必ず 公平 る 價 Ġ Ġ 台 割 消 غ T 0 費者 0(: 酒 < 合 \mathcal{O} を得 で は し 酒 價 Ţ; جا: ماريخ 12 (: Ł 此 あ b 生 Ę しっ (= 包 は 5 ること 間 7 格 於 1. 產. 層 優等高 Ŋ は (= 層 け は 别 方 夫 ځ 富 法 輕 高 る負 (3 其優等 0 Ł め 累 及 酒 め) É 方 る た。 な。 進 價 價 原 税を 擔 **~** ることな 法 者 る 課 ኡ 嗀 料 ري 0 45 0 か かぅ 稅 負 I \mathcal{O} Ξ£, 12 酒 より 使 其 度 Ø 1/2 合 Š 仑 E 併 用 12 趣旨 (IE 層 یے 飮 は ζ τ 應 す は 1 U U σ ŀ tr 叉、 大 大 r る じ T 改 所 從 ዹ 體 غ 擴 體 τ 大不 1 修 \mathcal{O} 來 は 恰 其 0 充 Ь 從 を 北 O) 傾 限 化 ስን 飼 釆 加 し 公平となるの 較 消 層 向 Ł 價 B 徹 (1 IJ 的 費 て、 0 弱 底 垫 ځ **1** 相 Ŀ 12 稅 公平 高 者を 當 庿 し t 13 下 τ 隨 其生產 稅 し Ø) O(= め から は 保 め 秕 ኡ は (_ る 得ら 頀 物 τ Ó 1: 相 者 富者 右 4 r 씱 費 8 石 かう n る 得 事 0 ょ 寸 Z 此 뗃 뮣, 劜 專 且. は る h 賈 Z 减 却 十 貧 進 會 つ T Ł 買 瓫 11 7 社 者 쾙 觃 政 制 は 釒 O+} T لح

(は) 生產者、 商 消費 者 筝 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 搦 係 12 於 け る 公平 課 稅 上

策

に合する

仑

得

る

Ø

で

あ

ŧ 酒 行 ታኝ は 普 n 通 な 0 15 消 で 費 稅 消 12 費 T 者 課 以 せらる 外 0 る 商 人 ع پخ 生產 12 は、 者 等に 立 法 者 の 部又は 期 待 -} 全部、 るやうな 後 轉 す 消 る 費 者 0 Π 能 0 性 轉 が 嫁 あっぱ 必 Z 0 \$ 此 IJ

19) 租稅研究八卷、217. 20)

Moll. a. a. O. S. 625. Lewin, a. a. O. S. 11. Eras, a. a. O. S. 15. Bräuer, Monopol &c. S. 626. 租税研究八卷218.

Lippert, a. a. O. S. 69. 租税研究八卷、216—217. Schirmer, Weinsteuer und Weinpreise. S. 47. Schmölders. Die Ertragsfähig 21) heit der Getränkesteuern. S. 18.

者とても少

ζ

とも

其

部

恐ら

<

大部

0)

人

Þ

は

政

府

0)

酒

專

賣

事

業

1

當

ることに

ţ

h

T

其

地

亿

ئے

は

あ

る

17

n

Š

部

は

特

45

小

賣業者

は

大

體

從

來

通

h

其

業

Ŀ

維

持

-}-

3

10

得

製

造

者

卸

賣

出

3

成

程

此

專

賣と

な

3

5;

爲

め

Ę

從

來

0

當業者

12

し

T

其

職

ż

失

£

Ł

0

E

垄

-g>-

る

غ

1,

ጴ

0

得

度に る 0 63 如 於 ź 專賣 12 决 其 43 依 T 17 此 \mathcal{O} る لح 消 稅 ž 費 \mathcal{O} 者 15 木 (= は 來 歸 O趣旨 稅 し 得 (こ 當 T (3 合 3 右 Ś £ ŧ 0 0) P 0 0) で う 前 轉 13 あ。消 かゞ 完全 費 公平 者 以 45 外 な 行 3 0 は **∤**ℓ²² 負 人 擔 17 ح 卽 な 品 ち す 3 政 る 所 府 事 以 は 15 其 \mathcal{O} ź 負 Ġ 擔 to 0 得 r で 適 な 3 當 r 其 0 然 胐 3

(に) 從 業 者 12 對 す る 祉 會政 策 Ŀ

かゝ

5

T

負

擔

から

审

g

45

より

Ź

層

公平

にな

る

0

C

75

齊 < 74 造 業 13 從 事 す ż 使 用 あ24) 人 勞動 者 ع T 民 業下 よりも官業下 に於 て大體 にて は 層 好

(C)經 齊 1.

) >

待遇

を受

<

る と

Ļ. *

ዹ

川

能

性

力ら

る

0

上ば で、 **分**26) 5 從 Ø 27, か しっ 來28) ŧ 來 Ÿ る h o σ C 時 稅 な Z 制 n ځ 前 かゝ F 6 T ら 12 國 4, 全 は 3 民 ፉ 或 數 經 7: 少 數 業 平 쬵 **等** 專 者 \mathcal{O} Ŀ 業 賣 0) 15 から 價に 制 者 無 Ġ かぇ 統 有 F 7 其 制 利 生 F な 同 譯 (生産 產 等品 之 供 7 を爲 及販 給 **杏**)25) (] **b** 0) は 不 賣 U 同 そ 足 ナニ 方 價 13 場 法 n 不 乘 合 か 12 良 合 じ 0) B ならざ 7 p 政 理 暴 う 疳 化 利 (3 から 0 る物 生產 進 を占 酒 OØ を行 らる 生產 め 過 るやう 剩 Ħ. _ځ 及販 る 6 7: な し ふことな 賣 け を <u>ح</u> ع め 45 3 統 7 6 ع 制 は 13 ₹ す ጱ Ż 仑 る 財 得 ح r 政 O租稅研究八卷、214-215.

Lippert, a. a. O. S. 66. Jèze, l. c. p. 421. 22)

²³⁾ Lewin, a. a. O. S. 76. Allix, l. c. p. 488. 租税研究八卷、221. 24)

Terhalle, a. a. O. S. 485. 25) 26) 租税研究八卷、226. 同上、219。 27) 28) 同上、224. Bräuer, Monopol &c. S. 626.

業收 國 営業者の 他 を保ち續けることを得る。 とすることを発れ、 庫 0 益 般 栊 デル 0) 如く不安定にして信用の薄きもの(勿論全部ではないが、 經濟界からい 増率などを行はざるを得ざらしめて、 此專賣による增收 政府とい جر اح そして酒に關係した營業者にとりては、 酒營業が政府に歸する爲めに別に失ふ所なくして、 ふ確 かな相手を得て一層其營業に安定を得ることが出來、 な しとせば、 彼をし jy, Ġ して負はぎるを得ざる て恐らく は例之、 少くとも一部にはある)を相手 全體上打擊 般賣 \mathcal{D} になると 灰 却つて從來 1 迫义 税の 特に又、 創 は煩果を ilX. の酒 譽

從來 策上 ば 制限 から 賣となるときに一方、收入上一層有利となるといふことは上に 立たぬとしても、 る譯である。 退却 (D) 丽 教化及保健政策上 此專賣によりて免るるを得るとい の目的、 の税制下 る政策をも取り得るに於て かも其の税によりては財政收入の大もがあまりに多く期し得なかつたのであるが、 酒消 それから此専賣制下には、 には、 卽ち其からして酒の消費を制限するとい 費制 他日機會さへ來れば、 酒 限の 12 **つ** 公盆 ζ-ては、 Ŀ 一層便なること前 の要求の 主とし ふ消極的の利益とい 此公益目的の為 酒の品質の改良が政府の手によりて相當に行はれ、特に 切なるも ては收入上の見地が重きを成し、 にい のあ ふ事が、 めに大に貢献 りと認めらるるときに ል ふもの 如 しとすれば、 殆んど等閑に附せら いふ如くであり、 もあるのであ し得るとい 此 之に 制 限 は つ ኡ から 丽 き教 長所 今直 れ來 此 か も 酒 化 財政 ちに つて居 0) 今や専 消 葆 は用 健 費 需 政

酒 Ď 事實に就きて

從來、 政 r j 策 ふことも、 <u>Ŀ</u> 民營時 13 は 適 確 代に 專賣制 (] 改良 於 て動 下には一 3 もす n る 29) 層少くなるといふことが出來る。 0 n ば行 又從來、 は n 民營下に當業者が たやうな衛 生 Ŀ 有 逋稅 害な の為 る物 此等も Ō Ø に行 製造はなく 此制度の シっ 0 長所とす あ なり得て、 つ た不道義 保 健

(E) 米 穀 政 策 Ŀ

3

得るの を制 を見透 度に 13 ž 5 國 0 は 0 爲 處 旣 限 酒 べ. 15 せば、 7 理 應 に増産 É あ である。 Ò 丏 必要な に は ŋ 賣 7 政 犧 得 考 O \mathcal{O} 牲 不足 は から 長: 重 は る 米 なく 盛 その る以 要な 1 の 所 米 穀 供 7 0 に行 を見 Ĺ. 特 あ τ 心 政 爲 することが る 策 30 は 12 12 配 は ゃ 政 (S) ڹ 酒 ŧ 日 ならず、 から n 策 논 本 貯 米 卽 全 7 \mathcal{C} ٦, 殕 米を 滅 を酒 ち ζ 米 あ ኡ 出 政 んど其 ģ Ó 解 13 3 其 消 如 45 原料とする酒 來 府 我 かゝ (J) きにつきては相當の 造 Ġ, かぅ ఫే 爲 國 0 し う 置 7-不 酒 め (3 足の 經 詳 專 とは 水 萷 15 きて、 蕒 記 濟 は 7 し 政 < 制 酒 近 \mathcal{O} 心 Ç, 諸 策 配 頃 の造石を制 下 專 ۲, ^ 貯藏 ふと ず、 賣 12 は 見 上 11 は 0 なく 全: 地 **ታ**ን 其限 5 時 體 カコ 米不 損失が伴ひ、 時 代 な B Ŕ <u>Ŀ</u>. 過 以て 限 (= 獨 ځ つた 社 b E 立 乘」 會 足のときに 米を 7 於 Þ 酒 を? し 政 米過 政 造 惠 策 T 7 う 返に にも 市 府 民 は ふる Ŀ 場 營 剩 カ> 米を原料とする酒 0 之が やう 之が は或 見ゆ 6 國 辟 か> のときに 췽 庫 12 らして遠ざけ は 於 不 (3 說 國 るが 利 け 足 7j. 明 防 猛 は 般 政 ~ を或度まで る 0 **つ** 15 補 7, 爲 策 J 併 酒 酒 h 充 居 Ŀ し U Z カ> ることを ځ 0 長 3 5 制 造 其 l . しっ 石 限 之に Ġ T 米 層 將 ል <u>F:</u> \$ 現 政 容. 來 考 かゝ 29) 30) Jéze, l. c. p. 421. 和稅研究八卷--227.

策

年

易

٤

B

慮

我

Bräuer, Monopol &c. S. 626. Lewin, a. a. O. S. 171. 租税研究八卷、218-219

貯 藏 ことにも څ n 1= る 1 11> 酒 は 0) 求 利 他 を伴 \mathbf{H} 米 体験之の ዹ T あらうが、此 時 に於 いける酒 等も米政策の 製造 あ 减 少を補 重大性の ふことを得るのであ 爲 Ø 13 は忍び得 るも る 0 で あ ģ

(二) 其 短所

以 Ę 酒 单 賣 \mathcal{O} 長所 を述 $\overline{\sim}$ たか 他 方に之が短 所 b 少 3 1: しっ 0 明 ち 左 σ 如

(A)紭 營行 政 -

 $(\langle \cdot \rangle)$ 彗 業 創 始當 脐

等

Ŀ,

業者 には、 ついても、 を見越して、 る公債を發行 併 Ū 决 Ü 13 い定とい 0 袻 n しっ 所 ば)此が生産的公債とい 其れだけ、 ል 償 得 如 13 É 政府の 一高又は賣上高によるとして、 Ġ ふことが却々六つか 與 ζ 此等を多少過大に記帳して置くとい しな **X**D で酒専賣が勸 へなくてはならず、 適當とし必要と認むるだけの工場及設備は買收するとして、 質 < 般にも てはならず、 に之が真に ል ~ 其國 めらるとして、 公正 きものだから、 し の 公債の 其が Ċ 其 ٠, 適當 處 で質に政 Z 運 條 此專賣が れに 75 から 件を一 る 厄介だが、 さて之が創 府 價 は 1/2 格 大した事はないとして、 にとり 層不利とすることを覺悟しなければ 行 办 ふこともあり得る。 ځ は Ó ८५ 态意 其位 T 始 れさうだと ふ は Ł Ø を発れ 爲 \emptyset \mathcal{O} ___ 事 σ は Ø 見出 は忍ぶとし 厄 に す 介で į, は、 ば、 ф_{зі} それ 難 紛爭苦情も 旣 さて此買收又 る。 存 しっ 當業者 Ť, 0 から民業 \mathcal{O} 營業權 民 其 其評價も六つか 其公債 が 業を買 亦た は 爲 0 來 め \mathcal{O} 之を覺 製 なら は E 收 る 補 增 造場 袻 發 は 償 茣 ž 償 בש *T* は 0 中 買 其 悟 價 爲 大 至 營 其 被 收 格 8

な

 \mathcal{O}

は

非常時の財源問題、253. 租税研究八卷、232. Moll. a. a. O. S. 626. Bräuer, Monopol &c. S. 625. Lippert, a. a. O. S. 72. Allix, l. c. p. 487. 31)

間

0

自

由

競

郛

下

は盛

h

7

あるけれども、

政府

獨

占とな

n

゙ばそん

なに

は行

は

n

Ø

ځ

しっ

፠

لح ف

あ

胩 ع 之に L, 7 過 う ž 小 Ħ 見 民 積 \mathcal{O} 間 る لح (= 紛 6. 爭 ዹ <u>ح</u> ع z 死 ģ n đ) す 動 7 Ś 政 す 府 12 ば カゝ 情 民 質 間 かゞ かゝ 入 何 12 7 かっ 過 \mathcal{O} 大 不 15 利 見積 ځ な る。 る やうにな 兎 角 專 叉は 創

ろ事業進行中---

始

其

ģ

 \mathcal{O}

から

 \mathcal{O}

人

難

な

3

仕

事

7

あ

る

但

其

は

打

勝

t

難

ż

Ś

 \bigcirc

ع

しっ

፠

O)

T

は

な

60

0

使 責 其が之を官業 萷 賣 仼 ል 營がそん を行 ے ع が 長. 3. 所 消 嫌 Á <u></u>ታ፣ から 0 極 ٤ 處 4 あ 的 13 とする U C しっ るのに Ċ O 儑 7 ľγ 甘 遀 其 ል. $\tilde{\phi}$ O) < 日 反 ዹ を不 積 行 本 T で ım は 極 < は 酒 7 適當 Ł 如 何 Ł 的 12 あ ぅ đ) 0 0 佪 たら ģ 3 活 T (= カ> T 4 は ġ かり 動 から i る と 官 は Ē し いの業 め 業 製 鈍 0 る 造 百 \mathcal{O} (3 官業 經 中 7 大 營 13 機 0 支 叉 仕 民 觙 經 から (障とな 事 營に 易 12 業 は 貯 かき Ĵ 機 Þ と大 會 T ħ 菕 層 は官 る $\dot{+}$ Š を غ 收 多費とな 慖 割 合に かこ 腐 吏 利 6. を生む ふことが 敗 は どから 13 兎 0 角 危險 ると 3 やうで 出 \mathcal{O} 官僚 あ Ā 来 多きこ ል 3 Þ す ځ あ 使 的 无 لح Ź ひ 改 形 3 良 式 かぇ 4 0 専門家 繁 特 あ 材 なども 實際 雜 徵 る 34. *1 (= から Ġ 特 無 遲 捉 あ (こ 此 T 駄 12 は に つ 酒 勝 7 12 は

32) Bräuer, Reichs-Tabakmonopol oder Reichs-Verbrauchsstehr, S. 139.

35) 稅制整理案、127. 租稅研究八卷、233.

之を輕

く見る

J

Ŗ

あ

<u>(3</u>)

Z

n

かゝ

B

文、

凊

酒

(2

T

は

其

製

造

かぅ

**

通

多期

15

限

Ġ

n

そ

0

爲

め

員使

費

を

創

始

當

時

に固

定

資

本

て投じ

な

 $\bar{\psi}$

n

ばなら

す・

他

方

買

收

7

る

Ī

場

かゞ

不

用

h

叉

は

支償

は

3

る

1

至

ると

ዹ

ことも

あ

ప్త

酒

0

끖

質改

良

لح

6.

ዹ

事

かゝ

B

ዹ

T

Ŕ

其

かぅ

仐

日

<u>の</u>

業

用

Ŀ

0

不

經

濟

から

あ

ó

四

季

釀

造

を

行

ふことき

出

來

る

から

然

ると

<u>÷</u>

は

冷

却

裝

置

7;

ぎに

多

大

 σ

設備

³³⁾ 租税研究八卷、229. Moll. a. a. O. S. 625. 626. Terhalle, a.a. O. S. 411. 412. Getz, a. a. O. S. 24. Lewin, a. a. O. S. 151.—158. Bräuer, Monopol. &c. S. 627.

³⁴⁾ 非常時の財源問題、254. Marco, a. a. O. S. 244. 245. Aulix, l. c. p. 488.

に 伴_い ふ。 b, 其短 待などの 所が Z n たゞ 餘程 冗費の節 から政 前に長所の 緩め 府 られるを得て、 專賣下にも、 得らるること等々、 處でい ふた資金の一層低利なること、 密造等の弊害は 全體上、 可なり重要なる長所も官業に伴ふの 此にいふ缺點は 到底根絶が出來す、 左迄甚しいものとはならずして済ま 人の給料の割 其爲め σ だから、 安なること、 取 締 費 之によりて は矢張 宣傳 う之 招

(B) 财 政

う_。

(U) ,收入上

ئر

他方、 叉、 彼等の從來納めつつあつた所得稅營業收益稅などのなくなるだけの政 も引上げて、 ての收入は増加するであらうが、 してはならぬ。 らいふと、 0 喰 政 之を補 違 府 は民業 財 政 純收卽ち稅に當るものを增大するの工作を爲すであらうから、 專賣制下 Ü ふのに經費を節減せしめるものもあり、 尤も其 τ 對 は す 豫算が出來るだけ適確 八は前記 には、 る 税の場合よりも、 消費税下に民業であるよりも多少餘計の の收入増に比 他面に、 酒造業者がなくなり、 官業下に一層大い に行 して はい (1 るるの ふ 特に專賣となれば賣價を大體、 に足らぬほどの を望ましとするが、 とい ふ傾 酒商人の一 府收派 もあ 經費を要する點もある 小 しっ ź. Ł 入減があることは見逃 部がなくなる為 收 全體上、 のではあらう。 入 其れも專賣の 豫算 民業時 政府に に對 寸 より めに 缺 る實 尙 とり 點 ぼ

7

rţ, s

へば缺點である。

收

税制整理案、126. Allix, l. c. p. 488. 36) Allix, l. c. p. 488.

經營創 然に は なるべき生産 ととなりて 其 政 公債借入を伴 (3)策 始 其 磓 。 の \emptyset 支障 時 的 12 設備 般に 於て、 前 となると 記 ዹ \mathcal{O} 公債 から で、 ある 並 經營行政 4.5 (= 0 ,ふこともあっ 條 其か から 其經 伴 恰か して、 營進 上の を不利ならしめるといふことがある。 ţ 厄介はや 行中に於 ₹**%**° 其不利は大した 般財 我 國 ζ がて 政 にて非募債主義 O財政 從來の 財政として公債借入金を増大せざるを得 ものではあるまい。 上の厄介でもあるが、 掝 有鐵 道に於ける公債募集は でも遂行 尤も、 Ū つつあるとき 更に專賣經營中 其に 特に は 此専賣の 誾 共 接 0) 擔保 最 如 45 ざるこ めに きに は 必 غ

い例である。

(C)公平課稅及社會政策上——

(t)

税負

澹

專賣制 費 4. の消費を全く為さざるが 必ずしも各人の全き支出又は全き所得と並 るやうにな ふことは、 つする 併 下 (二 し此に あつて、 Ď, は、 発 給 も税としては、 谐 n 其為め不公平 付 15 通 能 4. 0 0 力 消 に應ず .. क で 費 り又 ある 税に 課稅 普通 は少 0 る の よるより 其 課税ともなり は U 0 ともな 通 消 カ> も酒價 例 消費 費稅 Ď 0 行 消 4 ++ 0 費稅 ず、 非難 中 且. Ø) かぅ Ħ. 0 \mathcal{O} 貧な 税に 所得大なる者にして、 7: 12 あ 0 は共通の る、 祉 h 常る部 る飲 會 所得 或選まれたる特定の 政策にも合致すること 缺 酒 點だ 分が 者を 小なる者に 壓迫 カ> 5 層 艮 U 其變體 て反社会 して ζ 特定物、 其 却 種 **IF** は 7: 會 頮 つて大に 0 品等に 的 此場合に る專賣 0) 萷 とも 物 \mathcal{O} () 15 酒 消 適應 ዱ も発 は洒 ると Z 通 消

酒

の専賣に就きて

³⁹⁾ 租稅研究八卷、232. 40) Lippert, a. a. O. 68—69.

ps す 上 in け ر خ ک n は主としては 75 とき 其品質の鑑別が技術上、六つかしいといふことがある。 ر ر ه 特 £ 其に 非 15 難 其にて負擔を公平ならしめる爲めには酒 上等 て多少にても引 を 克 0 n 其に行はれて、 0 B 尤 杏 上げら 其 13 * 下等の Ó れたならば、 如 き 酒の價は從來のよりも大しては引上げな 必需品に比し 其 n の品質に應じて等級別をしなけ だけにては下級民 ζ それから専賣となる爲め は忍び得るも 0 \mathcal{O} 7: 生 活を は あ ÍQ: 3 حوام n 0) ばなら ع Ţ 酒 彭 あ 價 らう 壓 Ø 引 迫 ØQ

(ろ 經 營移 勭 \mathcal{O} 爲 3

ఫె Ġ 従來の民業たり それ 7 非 から 獨 立 從來 な る官僚 の民 ż Ō) 業に が官業に移るに際 الح الح 當 る りた Ś Ō \mathcal{O} る 生することも Ó Ŏ) 0 U T 42)部3 多少の かち 政 府事業 0 失業者を生ずるとい 祉 會 的 15 移 缺點といへば りて働き くとして、 、 よ ことも こ と も こ ر > る 從來 U) T 9 あ 0 獨 缺 立 點 人 Ţ, カ> あ

 (\mathbf{D}) 濟 上

ڻ ه の品質が自由競爭時代よりも劣等になるといふ嫌がある。それから第三には、 11 け からいふと、 此が < 尤も 専賣下 には民業下 政 府 營業の自 其 の再吏 は 第 國 -(; とし 民 由 の大 を制 て使用人とし 限切り専動 な立 より ર્ક 場 人民の 製品 から見れ かゞ 酒 て働 $\overline{\mathcal{O}}$ 0 自主的營利生活の 私營業を許さず、 改 ば大し 良などの かっ U め、 た 恐らく 鈍 Ġ Ø ることになると で 範圍 特 は は彼等の働きの 75 15 其製 を縮 6-カラ ら忍ば 少し、 造及卸賣を許さぬことは、 ል 能 嫌 n 彼等をして此迄よりもよ <u></u>ታ፡ 率 る。 あ を減退せ b, 氼 酒價が従來 供 12 しめ 給 は せら 右 るで 關 其 3 よりも あら 3 聯 n

Getz, a. a. O. S. 22. 41)

Moll, a. a. O. S. 626, Bräuer, Monopol &c. 627. 42)

Allix, l. c. p. 488. Jéze, l. c. p. 421. 43) Armitage Smith, Principles and methods of taxation,p. 22. 44)

引 於 產 纱 業を け 小 上 麥酒 騰 0 3 肰 結 生 貴 のやうに世界的 迫することとも 果 產 費 ځ 下 增 て、 層 加 勞 の 彼等 働 因 者 なり とし 販路を有つもの 12 O) 生活 於 得 け て經 る。 3 仑 其 濟 壓 迫す 第 發 他 四 達 の にて を抑 生 るだけに は 活 再賣 必需 ることとも 凊 から 酒 딞 τ は 行 0) \bigcirc は 怕 如 るるときに 支 費 何 な 程 H \$ 節 h 本 カ> 勞賃引 得 獨 す る。 。 特 ることとなら は、 0 物 或 上 官吏 12 は 0) は問題 勞 遠 の手下 因となり 働 者 し となら **3** 15) 15 ď 42 ٤ 7 外 h 蚁 7 各產 其 ВJ 貿 0) け 方 易 業 n 面 酒 價 12 0 0

E 教化政策上——

沚

槧

利

となるとい

ふことがある

官僚 15 カゝ 12 5 つ 物を官業とするの は て、 的 使用 7 政 利 國 府 人を 民 益 かゞ 13 を 酒 製ぐ 對 增 專 加す 賣を U 道義 ると か、 ること 實 本來、 上 6. 行 する ጴ からし 不 結 果とな 译 道義の支持者 爲 なる め て、 Ę Ď, 影響を有 國 第 民 其が 13 1: 1 於 h つ。 つ。 は 政 V 指 府 其 第二に る 導者た 0 0) 自 叉 酒 主 は ځ る は O凼 精 べ 豕 ふやう 神 從 ž 0 來 を 髙 國家自ら、 弱 尙 な、 の 獨立 13 δ る る 祉 ځ な 使 會 之が ر ي 命と H) 3 ふこともあ 企業者 道 企業を 矛盾することと 羕 (11) Z 减 行 弊 る ひ、 1 小 \mathcal{O} 其 Ź.

下政治上---

酒

Ø)

事資に就きて

三 に

は、

専賣下にも、

3

少、

密造密輸入の弊を伴

፠

0

ż

発

įτ

٠,

第二に 12 は 第 は 政 府 從 自 來 0 稅 勞働 **炒ゝ** 5 專賣 者使用人を多く使ふとい 13 移 3 爲 3 議 會 ふに於て、 の 政 府 12 對 今日 す S 舩 Ø 勞働 督 が 爭 弛 議 查 ع の 頻 しっ 出 ዹ 時 傾 代 かう B 18) る o 政

三九

⁴⁵⁾ Eras, a. a. O. S. 20.

⁴⁶⁾ Bräuer, Monopol &c. S. 627. Eras, a. a. O. S. 32. Moll, a. a. O. S. 626. 租稅研究八卷、230.

⁴⁷⁾ 租税研究八卷、228.

⁴⁸⁾ Getz, a. a. O. S. 15. Marco, a. a. O. S. 244. 租税研究八卷、231.

き事柄ではある。

府もが其渦中に捲き込まれて、 其の爲め政府の威信を落すといふこともある。此れも亦考慮すべ

論

結

の財源難時代には之に依ることが最便宜なる方策であり、そして之に附帯して何程か あらう。 を教化保健政策にも利用して、國民を文化的に指導すべき國家の大使命をも完全に達成し得るで る米問題の解決にも資けと爲し得る。 有つけれども、 以上要之、 酒の專賣には、 財政收入上、 公平課稅、 政治 Ė 特に他日、財源について餘裕を見るの時機ともならば、之 經濟上、 社會政策上などには重大長所があり、 經營技術上、等々の上から考慮すべき諸 4 して刻下 我國 0 Ò 缺 獨 特な 我 點 Įĝ 仑

四〇